

令和 8 年度就学援助 Q & A

Q. 1 月に申請したが、改めて申請を行う必要があるか。

A. 1 月に就学援助の入学前支給を申請し認定を受けられた方は、改めて今回令和 8 年度の就学援助の申請手続きを行う必要はありません。（審査結果は 3 月中旬以降に送付）

Q. 兄弟姉妹児がいるが、それぞれに申請が必要か。

A. 世帯毎の申請となりますので、兄弟姉妹児がいる場合は併せて申請ができます。

Q. 申請はどこで行えばよいのか。

A. 就学援助の申請場所は、4 月以降に通学（予定）の小中学校の事務室 または 教育委員会教育支援課 です。

また、国・県立の小中学校に入学または進級予定のお子さまがいる場合は、教育委員会教育支援課での申請となります。

また、オンライン申請及び郵送申請が選択可能になりました。詳しくは福岡市 HP で確認してください。

Q. 申請書はどこで取得できるか。

A. 就学援助の申請書は、各学校にて配布 または 福岡市 HP からダウンロード できます。

Q. 市県民税の課税所得金額の算定対象となるのはいつの年収か。

A. 市県民税の賦課年度に応じて、以下のとおりとなります。

令和 7 年度・・・令和 6 年（1 月～12 月）中の収入

令和 8 年度・・・令和 7 年（1 月～12 月）中の収入

Q. 要件を確認できる書類の提出は必要か。

A. 要件⑤「児童扶養手当証書」、要件②⑥「課税証明書等の税証明書」は、税情報等をデータ連携するため、原則提出不要です。

上記以外の要件は、要件を確認できる書類が必要となります。

Q. 審査結果はいつ頃分かるのか。

A. 審査結果は、5月中旬以降に申請書の住所宛に順次郵送します。

Q. 就学援助受給中に給食費・学校徴収金は請求されるのか。

A. 令和7年8月より給食費無償化のため、就学援助の認定有無にかかわらず給食費の請求はありません。
学校徴収金（教材費・PTA会費等）は就学援助の認定有無にかかわらず請求があります。なお、学校徴収金の納付を口座振替にしている場合、通帳には「学校徴収金等（ガッジョウシュウキン等）」などと記載されます

Q. 福岡市へ転入の予定だが、申請はいつ行えばよいか。

A. 転入日以降に申請できます。転入日の翌月末までに申請し認定となった場合、転入した月から支給対象となります。

Q. 収入がどれくらい減少したら、特別な事情で申請できるのか。

A. 令和8度の税証明書および令和8年1月以降の給与明細書等の必要書類をご提出いただき、令和8年中（1～12月）の収入見込を計算します。その収入見込にかかる市県民税の課税所得金額が要件⑥の基準表の金額以下になれば、就学援助の対象となります。

また、特別な事情での申請は6月以降（令和8年度市・県民税額を証明する書類取得後）の受付となります。